

報道関係者各位

2026年3月2日

【特定技能】造船・船用工業分野
「特定技能人財」の受入れ・定着に向けた無料オンラインセミナーを開催
～造船・船用工業企業の関係者を対象に、2026年3月10日(火)13-14時 WEBにて～

株式会社Proud Partners（本社：東京都新宿区、代表取締役：鈴木竜二）は、造船・船用工業分野を対象に、特定技能人財の受入れ・定着による「慢性的な人手不足」の解消をテーマに、無料オンラインセミナー「造船・船用工業分野における特定技能人財セミナー」を2026年3月10日（火）の13:00-14:00に開催します。

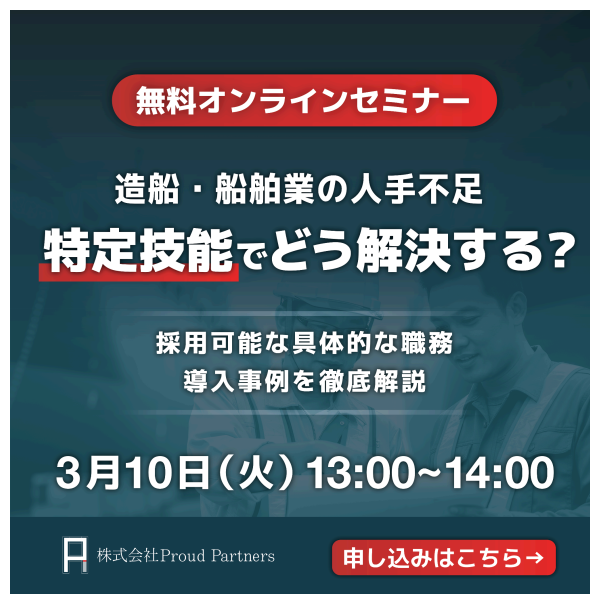
本セミナーでは、政府が明確にしている2035年までの船舶建造需要増に応えうる造船・船用工業関係企業の人員体制整備に向けて、特定技能人財を中長期的な戦力（中核人材）として「どのように育成し、長く活躍してもらうか」を念頭に、以下を説明予定です。

- 1) 特定技能について（受入れ人数の上限削減と
いった最新動向を含む）
- 2) 特定技能人財の現実的な受入れステップ
- 3) 特定技能活用のモデルケース など

▼詳細・お申し込みはこちら

<https://bp.proudcorp.com/mar-ship-og>

※締切：2026年3月6日（金） 18：00




無料オンラインセミナー

造船・船舶業の人手不足
特定技能でどう解決する？

採用可能な具体的な職務
導入事例を徹底解説

3月10日(火) 13:00~14:00

 株式会社Proud Partners [申し込みはこちら→](#)

セミナー開催の背景

造船・船用工業分野をめぐっては、政府の「造船業復活」路線が明確になり、「造船業再生ロードマップ」（2025年12月26日発表）では2035年に日本船主の船舶建造需要を満たす1800万総トンの建造能力を確保することが掲げられています。しかし、造船・船用工業ではオイルショック（1970年代）やリーマンショック（2008年）などの経済危機のたびに甚大な影響を受け、設備や人員の縮小が続き、現在では若年層の新規就労の激減、国内技能者の高齢化と技能者不足が深刻とされています¹。そのため、人手不足・技能者不足が政府の「造船業復活」実現のボトルネックになりかねません。

¹ 日本の造船業の就労者数の推移については、[国土交通省から2025年6月19日に発表された「船舶産業を取り巻く現状」](#)をご確認願います。

この点、造船・船用工業分野は人手不足解消に向けた重点分野として、特定技能制度（2019年開始）において、特定技能2号が認められている数少ない分野の一つです。つまり、特定技能2号の存在により、造船・船用工業分野は外国籍人財の「長期キャリア形成」「定着」「中核人材化」が可能なのです。

そこで、本セミナーでは、改めて特定技能制度、造船・船用工業分野における受入れ上限数などについて説明のうえ、特定技能人財の現実的な受入れステップ、特定技能活用モデルケースなどを紹介します。

セミナー概要

セミナー名	造船・船用工業分野における特定技能人財セミナー
主催者	株式会社Proud Partners
開催日時	2026年3月10日（火） 13:00-14:00
形式	オンライン
登壇者	株式会社Proud Partners 執行役員 岡田航希
予定内容	造船・船用工業分野における特定技能について 1) 特定技能とは（受入れ人数の上限削減といった最新動向を含む） 2) 特定技能人財の現実的な受入れステップ 3) 特定技能活用モデルケース など
参加費用	無料
申込方法	特設サイトからお申込みをお願いします。 【特設サイトURL】 https://bp.proudcorp.com/mar-ship-og 【申込締切】2026年3月6日（金） 18:00
受講をお勧めしたい方	以下に該当する、造船・船用工業関連企業にお勤めの方 ・ 人手不足、技能者不足に中長期的な対策を講じたい ・ 国内採用だけでは限界を感じている ・ 特定技能制度を活用した中核人材育成を検討している ・ 新しい人材戦略を経営判断として検討している
特設サイト	https://bp.proudcorp.com/mar-ship-og

株式会社Proud Partnersについて

株式会社Proud Partnersは、外国籍人材が公平かつボーダレスに働き、日本社会に貢献できる仕組みを実現することを目指し、建設業・飲食業を中心に特定技能分野で延べ5,700名以上、1,381社・3,624店舗への人材支援実績を誇る業界トップクラスの企業です。

「生まれる場所は選べないが、自分が生きる場所は後から選ぶことができる」

—そんな考え方を大切にし、その選択を後押しできる企業であることを目指し、サービスを展開しています。

会社概要

設立：2012年7月

住所：新宿本社（東京都新宿区北新宿2-21-1新宿フロントタワー28階）

資本金：1億円（2024年6月時点）

事業内容：特定技能専門人材紹介事業、登録支援事業

代表取締役：鈴木竜二

HP：<https://proudcorp.com/>

本件に関する問い合わせ先

お客様からの特定技能人財の採用に関するお問合せ

<https://proudcorp.com/contact/>

報道関係者からのお問合せ

株式会社Proud Partners

社長室（担当：鈴木綾）

メールアドレス：pr@proudcorp.com / 電話番号：070-3158-3995

【ご参考①】特定技能制度について

制度概要	人手不足が深刻な特定産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れるために創設された、日本の在留資格制度です。 2019年4月から導入され、2025年には16分野で1号、11分野で2号の在留資格が認められています。
目的	国内人材を確保することが困難な分野で、外国人労働力を確保し、経済を支えることを目的としています。
在留資格 (ビザの種類)	特定技能1号と特定技能2号の2種類があり、2号は1号よりも高い専門性や技能が求められます。 ▼ビザの種類 特定技能1号:特定産業分野で一定の知識や経験を持つ外国人労働者を対象とし、技能試験や日本語能力試験で能力を評価する。 特定技能2号:1号の外国人労働者が、高度な専門性・技能を有し、2号分野での就労を希望する場合に、より長期的な在留を認める。
分野	建設、物流、農業、漁業、製造、介護、造船・船用工業等の社会のインフラに大きく紐付いている業界

制度の背景

深刻化する人手不足に対応し、経済・社会基盤の持続可能性を維持するために創設されました。

【ご参考②】造船・船用工業分野の特定技能制度（1号）について

※特定技能2号も造船・船用工業分野は対象となっています。

受入れ見込み数	23,000人（2024～2029年の上限） ※2026年1月の閣議決定により当初の36,000人から削減
業務区分	造船、船用機械、船用電気電子機器 ※詳細は国土交通省WEBをご覧ください。 ▼出入国在留管理庁【特定技能制度（造船・船用工業分野）】 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/ship.html ▼国土交通省 造船・船用工業分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」） https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr5_000006.html
従事業務	<p>【造船】監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船舶の製造工程の作業に従事</p> <p>【船用機械】監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船用機械の製造工程の作業に従事</p> <p>【船用電気電子機器】監督者の指示を理解し、又は自らの判断により船用電気電子機器の製造工程の作業に従事</p>
人財基準	<ul style="list-style-type: none"> ・技能試験：「造船・船用工業分野特定技能1号試験」又は「技能検定3級」 ・日本語試験：国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） <p>※特定技能1号になるには、①上記の試験に合格（技能実習2号を未修了の場合）するか、②技能実習2号を良好に修了し特定技能に切り替えるかの2ルートがあります。</p>
在留期間	在留期間は通算で上限5年 ※相当の理由があると認められる場合は6年 ※家族の帯同は認められていない
雇用形態	直接雇用

**受入企業の
主要義務**

造船・船用工業分野における特定技能制度では、**業種横断の基準に加え、当該分野の特性・危険性・専門性の高さを踏まえた上乗せの基準として、国土交通大臣が定める告示において、受入企業の基準が設定されています。**

▼造船・船用工業分野における受入企業の条件（一部を抜粋）

1. 国土交通省が設置する「造船・船用工業分野特定技能協議会」の構成員になること
2. 「造船・船用工業分野特定技能協議会」に必要な協力を行うこと
3. 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
4. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記1から3の条件を全て満たす登録支援機関に委託すること
5. 特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること
6. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること
7. 適切な雇用管理・支援体制を確保すること

詳細は、[国土交通省の「上乗せ基準告示」](#)をご確認願います。

その他

[造船・船用工業分野の2025年6月末時点の特定技能1号在留外国人数](#)は10,645人で、建設分野の43,599人の約25%です。

同時点の国籍別の上位3か国は、フィリピン（5,763人）、インドネシア（2,240人）、ベトナム（1,637人）で、

就労先の都道府県の上位3県は、広島県（3,046人）、愛媛県（1,661人）、香川県（1,553人）です。

【参考】[出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」（令和7年11月1日更新）](#)

以上